破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８８号
新潟県長岡市寺島町142番地１
債務者　酒井　順司
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
新潟県長岡市川崎５丁目431番地６
債務者　小林　英夫
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
静岡県田方郡函南町仁田771番地の１　グリーンフィールド楠102
債務者　松岡　知彦
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
静岡県伊東市荻558番地の34
債務者　本間　理嘉
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
岡山県笠岡市笠岡5907番地１　サン・ボヌール101号
債務者　山河　晃子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
岡山県総社市総社３丁目16番28号
債務者　守屋　有紀
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
岡山県倉敷市有城1169番地25
債務者　平山　成次
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市連島町西之浦473番地１
債務者　三宅　尚美
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
山口県宇部市中村１丁目２番８－５号
債務者　沼　　等
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２２号
山口県山陽小野田市中央４丁目２番36号　メロンハイツ201号
債務者　佐々木典江
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２３号
山口県宇部市大字際波615番地５
債務者　宮下　昌実
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２４号
山口県宇部市大字際波615番地５
債務者　宮下　伸子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県行橋市北泉２丁目６番６号　ヴィヴァン北泉２―102
債務者　水谷　智子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２００７号
札幌市西区山の手２条９丁目４番20―405号
債務者　渡邊　さよ
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１０号
北海道江別市見晴台71番地の８
債務者　堀井恵利子（旧姓木本）
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３０号
札幌市東区北42条東１丁目１番22号　オレンジハウス10号
債務者　小野　忠志
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４０号
札幌市北区屯田７条２丁目６番２号　グランデスⅡ―102号
債務者　熊谷　七緒
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部